平成２６年（フ）第１４号
三重県松阪市五反田町３丁目1127番地２　コーポミナミ10号
債務者　北川　　学
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１４３号
京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　13棟402号
債務者　塩田有規知
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
京都市山科区大宅打明町２番地　府営住宅５棟303号
債務者　南　　洋
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
京都市左京区田中西樋ノ口町29番地１　園田荘102号
債務者　魚谷　真人
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
長崎県五島市吉久木町454番地、住民票上の前住所長崎県五島市坂の上１丁目２番14号
債務者　加藤　咲地
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３９号
沖縄県糸満市西崎２丁目３番23―501号　メゾンあらさき
債務者　伊盛　浩貴
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３０号
千葉県松戸市平賀４番地の１　ＦＡＶＯＲＩＴＥ・ＰＬＡＣＥ103号
債務者　藤井　秀幸
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５１号
岐阜県各務原市蘇原野口町３丁目11番地１
債務者　山田　良二
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５３号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地４
債務者　朶原　由香
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５４号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田２丁目68番地　パールハイツトヨダ302号
債務者　小川　眞二
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５７号
岐阜市宮浦町９番地　パークサイドミヤウラ103号室
債務者　佐藤　照夫
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
岐阜市宮浦町９番地　パークサイドミヤウラ103号室
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目12番１号
債務者　大島　早苗
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１０号
山口県山陽小野田市大字厚狭1704番地25
債務者　白井　和広
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２５号
函館市高丘町42番14号
債務者　千葉　良之（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５４号
北海道茅部郡森町字新川町208番地
債務者　伊藤　正幸
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
愛知県安城市堀内町道下34番地１
債務者　深谷由美子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係